

◆ 用語の説明

農林業経営体	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行い、生産又は作業にかかる面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。 ア 経営耕地面積が 30 アール以上の規模の農業 イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の物的指標以上の規模の農業 <table> <tr> <td>①露地野菜作付面積</td><td>15 アール</td></tr> <tr> <td>②施設野菜栽培面積</td><td>350 平方メートル</td></tr> <tr> <td>③果樹栽培面積</td><td>10 アール</td></tr> <tr> <td>④露地花き栽培面積</td><td>10 アール</td></tr> <tr> <td>⑤施設花き栽培面積</td><td>250 平方メートル</td></tr> <tr> <td>⑥搾乳牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr> <tr> <td>⑦肥育牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr> <tr> <td>⑧豚飼養頭数</td><td>15 頭</td></tr> <tr> <td>⑨採卵鶏飼養羽数</td><td>150 羽</td></tr> <tr> <td>⑩ブロイラー年間出荷羽数</td><td>1,000 羽</td></tr> <tr> <td>⑪その他</td><td>調査期日前 1 年間ににおける農産物総販売金額 50 万円に相当する事業の規模</td></tr> </table> ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が 3 ヘクタール以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施する者に限る。） エ 農作業の受託の事業 オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業 ※ 本調査は、これまでの農家・林家の調査単位に加え、経営に着目した農林業経営体の調査単位で把握している。 ① 個人経営体（農家・林家） 一世帯複数経営は別々に把握。 ② 法人経営体 法人の組織経営体（農事組合法人、会社等）を把握（一戸一法人も含まれる）。 ③ 非法人の組織経営体 法人化していない組織経営体を把握。	①露地野菜作付面積	15 アール	②施設野菜栽培面積	350 平方メートル	③果樹栽培面積	10 アール	④露地花き栽培面積	10 アール	⑤施設花き栽培面積	250 平方メートル	⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭	⑦肥育牛飼養頭数	1 頭	⑧豚飼養頭数	15 頭	⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽	⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽	⑪その他	調査期日前 1 年間ににおける農産物総販売金額 50 万円に相当する事業の規模
①露地野菜作付面積	15 アール																						
②施設野菜栽培面積	350 平方メートル																						
③果樹栽培面積	10 アール																						
④露地花き栽培面積	10 アール																						
⑤施設花き栽培面積	250 平方メートル																						
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭																						
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭																						
⑧豚飼養頭数	15 頭																						
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽																						
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽																						
⑪その他	調査期日前 1 年間ににおける農産物総販売金額 50 万円に相当する事業の規模																						
農業経営体	上記「農林業経営体」の規定のうち、ア、イ、エのいずれかに該当する事業を行う者をいう。																						
農業経営体のうち 家族経営	上記「農業経営体」のうち、個人経営体（農家）及び法人経営体のうち一戸一法人をいう。																						
林業経営体	上記「農林業経営体」の規定のうち、ウ、オのいずれかに該当する事業を行う者をいう。																						

個人経営体 (農家・林家)	上記「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。 (一戸一法人は含まない。)
法人経営体	上記「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう。 (一戸一法人は含まれる。)
農事組合法人	農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
農協	農業協同組合法に基づく農業協同組合、農協の連合組織が該当する。
各種団体	農業災害補償法に基づく農業共済組合や農業関係団体等をいう。
地方公共団体 ・財産区	地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。財産区とは、地方自治法に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。
単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 80%以上の経営体をいう。
農家	平成 22 年 2 月 1 日現在の経営耕地面積が 10 アール以上の農業を行う世帯又は経営耕地面積が 10 アール未満であっても調査期日前 1 年間の農産物総販売額が 15 万円以上の規模の農業を行う世帯をいう。
販売農家	「農家」のうち経営耕地面積が 30 アール以上又は調査期日前 1 年間の農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。
自給的農家	「農家」のうち経営耕地面積が 30 アール未満かつ調査期日前 1 年間の農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。
経営耕地面積	農林業経営体が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地（貸付耕地）と耕作放棄地を除いたもの(自作地)に借り入れている耕地（借入耕地）を加えたものをいう。
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
貸付耕地	他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。
耕作放棄地面積	所有している耕地のうち、過去 1 年以上作付けせず、この数年の間に再び作付けする考えのない耕地の面積をいう。 転作のため休耕している耕地で、今後作付けする考えのある耕地は含まない。
主副業別分類	農業所得と農業労働力の状況を組み合わせて農業生産の担い手農家をより鮮明に析出する農家分類として、1995 年農林業センサスから採用している。
主業農家	農業所得が主（農家所得の 50%以上が農業所得）で、1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。
準主業農家	農外所得が主（農家所得の 50%未満が農業所得）で、1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。
副業的農家	1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいない農家をいう。
専業農家	世帯員の中に兼業従事者（調査期日前 1 年間に 30 日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前 1 年間に販売金額が 15 万円以上ある自営兼業に従事した者）が 1 人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が 1 人以上いる農家をいう。

第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。																					
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。																					
農産物販売金額	経費を差し引かない売上高をいう。自給分（自家消費分）の見積金額は含まない。																					
環境保全型農業	地域の慣行（地域で従来から行われている方法）に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土づくりを行うなど、環境に配慮した農業のことをいう。																					
農業従事者 農業就業人口	満15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。 自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。 （参考）世帯員の就業状態区分 <table><tr><th colspan="2" rowspan="3"></th><th colspan="4">仕事への従事状況</th></tr><tr><th rowspan="2">農業のみに従事</th><th colspan="2">農業とその他の仕事の両方に従事</th><th rowspan="2">その他の仕事のみに従事</th><th rowspan="2">仕事に従事しなかった</th></tr><tr><th>農業が主</th><th>その他の仕事为主</th></tr><tr><td rowspan="3">ふだんの主な状態</td><td>主に仕事</td><td colspan="4" rowspan="3"> 基幹的農業従事者 農業就業人口 農業従事者 </td></tr><tr><td>主に家事や育児</td></tr><tr><td>その他</td></tr></table>			仕事への従事状況				農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事のみに従事	仕事に従事しなかった	農業が主	その他の仕事为主	ふだんの主な状態	主に仕事	基幹的農業従事者 農業就業人口 農業従事者				主に家事や育児	その他
				仕事への従事状況																		
				農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事のみに従事	仕事に従事しなかった														
		農業が主	その他の仕事为主																			
ふだんの主な状態	主に仕事	基幹的農業従事者 農業就業人口 農業従事者																				
	主に家事や育児																					
	その他																					
所有山林	実際に所有している山林。（未登記でも実際に相続している山林や購入していた山林を含む。）																					
貸付山林	所有山林のうち、山林として使用するため貸し付けている土地及び分収（土地所有者と造林者が異なり、両方で収益を分配するもの）させている山林をいう。																					
借入山林	単独で山林として使用するため借り入れている土地及び分収している山林をいう。																					
保有山林	保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林																					
旧市区町村	昭和25年2月1日（1950年世界農業センサスの調査期日）における市区町村をいい、その後の分割合併により複数の市区町村に分かれている場合は、平成22年2月1日現在の市区町村の区域に含まれるそれぞれの範囲を一つの「旧市区町村」として取り扱っている。 農林業センサスでは、調査結果集計の範囲を固定して各回の調査結果を連続して比較できるようにするため、この「旧市区町村」を単位として結果集計等を行っている。																					